

第5期計画（令和2年度の成果目標）の進捗状況および 第6期計画（令和5年度の成果目標）に係る国の指針について

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行（継続）

(1) 地域生活移行者数

平成28年度末時点における福祉施設の入所者数は、561人でした。

本市では、国が示した値（地域生活移行者9%以上）を基本としながら、本市の実情を踏まえ、施設入所者の約5.7%、32人が地域生活へ移行することを目標としました。

・第5期計画における数値目標

項目	数値	備考
基準日の全入所者数 A	561人	平成28年末の施設入所者数
【令和2年度末目標値】 地域生活移行者数 B	32人 5.7%	上記のうち、地域のグループホームや自宅等への移行者数（割合は、 $B \div A$ ）

・第5期計画における進捗状況

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	累計 (4年間)	目標値
				見込み(※1)		
移行者数	2人	2人	1人	2人	7人	32人
基準日全入所者数との比率	0.36%	0.36%	0.18%	0.36%	1.2%	5.7%
全国比率(※2)	1.23%	1.19%	1.29%	1.35%	5.06%	9.0%

※1 令和2年度の見込み数：平成29年度から平成31年度までの移行者数の平均値

※2 全国比率は「成果目標に関する参考資料」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課作成）から抜粋（令和元年以降は推計値）

○ 分析

- ・本市において、平成31年度までに地域生活に移行した5人のうち3人がグループホームに、残り2人が自宅に移行している。
- ・本市だけでなく、全国的に施設入所者の高齢化・重度化が進み、地域移行を支えるグループホームの人材面・設備面で、受け入れがより一層難しくなっており、令和2年度末の目標値を下回る状況にある。

○ 第6期計画における国の基本指針の数値目標

施設入所者の地域生活移行者数に関する目標（継続）	
令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の <u>6%以上</u> が地域生活へ移行することを基本とする。	
函館市 障がい福祉計画	※仮に国の示した値と同じ数値を目標値とした場合 令和元年度末の施設入所者数 537人 × 6% ÷ 32人 (令和2年度～令和5年度)

○ 協議事項①

国の基本指針6%以上では、函館市の実情と掛け離れるため、実績にあわせて減少させる必要があると考える。過去4年で1.2%であるため、単年度は平均値で0.3%、3年分で0.9%と見込めるため、国の6%との中間値となる約3.5%あたりが数値目標として妥当なのではないか。

(2) 減少見込入所者数

・ 第5期計画における数値目標

項目	数値	備考
基準日の全入所者数 A	561人	平成28年度末の施設入所者数
【令和2年度末目標値】 減少見込み入所者数 B	11人 2.0%	上記のうち、令和2年度末時点の施設入所者数の見込みおよび減少数見込み（割合は、B ÷ A）

・ 第5期計画における進捗状況

区分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	
				見込み(※)	目標値
年度末現在の全入所者数 C	548人	543人	537人	531人	550人
減少数 D	13人	18人	24人	30人	11人
比率 D ÷ A	2.3%	3.2%	3.9%	5.3%	2.0%
全国比率	0.4%	0.4%	0.4%	1.6%	2.0%

※ 令和2年度の見込み数：直近2年の減少者数の平均値

○ 分析

- ・地域移行による退所者がごく少数であるなか、入院や死亡による退所者が一定数いることで、目標値は達成することが見込まれる。

○ 第6期計画における国の基本指針の数値目標

施設入所者数の削減に関する目標（継続）	
令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の <u>1.6%以上</u> を削減することを基本とする。	
函館市 障がい福祉計画	※仮に国の示した値と同じ数値を目標値とした場合 令和元年度末の施設入所者数 537人 × 1.6% ÷ 6人 (令和2年度～令和5年度)

○ 協議事項②

函館市の実績が上回ってきたことを勘案し、国の基本指針1.6%以上を数値目標として良いのではないかと。

2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実（拡大）

○ 第5期計画における数値目標

令和2年度末までに地域生活支援拠点等を1か所整備することとした。

○ 第5期計画における進捗状況

令和2年4月1日から、函館市、北斗市、七飯町の2市1町共同で、基幹相談支援センター（ばすてる）に、コーディネーター1名を配置して、函館圏域地域生活支援拠点として面的整備をしたため、この運営について函館地域障害者自立支援協議会において報告を行う。

○ 分析

- ・地域のニーズ・課題に応えるため、必要な機能の充足・維持を継続的に検証・検討を引き続き行う必要がある。

○ 第6期計画における国の基本指針

地域生活支援拠点等が有する機能の充実に関する目標（拡大）	
地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証および検討することを基本とする。	
函館市 障がい福祉計画	国の基本指針のとおり、函館市、北斗市、七飯町の2市1町共同で設けている函館地域障害者自立支援協議会に報告等を行い、年1回以上運用状況を検証および検討する。

○ 協議事項③

なし

3 福祉施設の入所者の地域生活への移行等について（拡大）

(1) 一般就労移行者数

平成28年度中に福祉施設を退所して一般就労した人は43人でした。

本市では、国が示した値（令和2年度の年間就労移行者数が平成28年度実績の1.5倍）を基本としながら、本市の実情を踏まえ、令和2年度中に平成28年度実績の約1.5倍の65人が、一般就労に移行することを目標としました。

・第5期計画における数値目標

項目	数 値	備 考
平成28年度の 年間一般就労移行者数 A	43人	北海道調査における 函館市の一般就労移行者数
【令和2年度末目標値】 目標年度の年間一般就労 移行者数 B	65人 1.5倍	令和2年度において福祉施設を 退所し一般就労する者の数 (倍率は、 $B \div A$)

・第5期計画における進捗状況

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	目標値
				見込み(※1)	見込み(※2)	
年間一般就労 移行者数 C	43人	43人	50人	54人	60人	65人
倍率 $C \div A$	1.0倍	1.0倍	1.2倍	1.3倍	1.4倍	1.5倍
全国の倍率(※3)	1.0倍	1.1倍	1.2倍	1.2倍	1.3倍	1.5倍

※1 令和2年度の見込み数：（平成30年度移行者数50人）×平均増加率（1.08）＝54人
平均増加率：前々年度の増加率と前年度年度の増加率の平均値。以下同じ。

※2 令和2年度の見込み数：（令和元年度移行者数54人）×平均増加率（1.12）≒60人

※3 全国の倍率は「成果目標に関する参考資料」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課作成）から抜粋（令和元年以降は推計値）

○ 分析

- ・一般就労に移行した障がい者が、移行前に利用していた主なサービスは、就労継続支援（A・B型）、生活介護のサービスである。
- ・各事業所では、利用者の障がい状況を踏まえ、一般就労に向けた様々な支援を行っているほか、「道南しょうがい者就業・生活支援センター」のサポートやハローワークの障がい者専門相談窓口での支援等を行っていることから、一般就労に移行する者の数は、順調に増えてはいるが、目標値には届かない見込みである。

○ 第6期計画における国の基本指針の数値目標

<p>福祉施設から一般就労に移行する者に関する目標（拡大）</p> <p>令和5年度中に令和元年度実績の1.27倍以上が福祉施設から一般就労に移行することを基本とする。</p> <p>この際、就労移行支援事業については、令和元年度実績の1.30倍以上、就労継続支援A型事業については、令和元年度実績の1.25倍以上、就労継続支援B型事業については、令和元年度実績の1.23倍以上を目指すこととする。</p>	
<p>函館市 障がい福祉計画</p>	<p>※仮に国の示した値と同じ数値を目標値とした場合</p> <p style="text-align: center;">令和元年度中の移行者数 54人 × 1.27 ÷ 69人</p> <p><内訳></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労移行支援事業 令和元年度中の移行者数 27人 × 1.30 ÷ 35人 ・ 就労継続支援A型事業 令和元年度中の移行者数 6人 × 1.26 ÷ 8人 ・ 就労継続支援B型事業 令和元年度中の移行者数 21人 × 1.23 ÷ 26人 (令和5年度)

※就労移行支援事業、就労継続支援A型事業およびB型事業の令和元年見込み人数の算出方法…令和元年度移行者数(見込み)に平成28年度から平成30年度までの各事業の構成比の平均値(就労移行支援事業49.3%, 就労継続支援A型12.5%, 就労継続支援B型38.2%)を乗じて得た。

○ 協議事項④

一般就労に移行する者はすでに移行してきた結果、函館市における一般就労移行者数は近年伸び悩んでいるのが実情である。一方、国は令和元年度の実績から基本指針で倍率を1.27倍と設定しているため、これにあわせるしかないのではないかと。

内訳についても、それぞれ同様の倍率にあわせることで良いのではないかと。

(2) 就労定着支援事業の利用者の割合（新規）

○ 第6期計画における国の目標設定の考え方

障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合をいう。以下同じ。）に係る目標値を設定することとする。

○ 第6期計画における国の基本指針の数値目標

就労定着支援事業の利用者の割合に関する目標（新規）	
令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうちの <u>7割以上</u> が利用することを基本とする。	
函館市 障がい福祉計画	※仮に国の示した値と同じ数値を目標値とした場合 一般就労移行者（推計） 69人 × 7割 ÷ 48人 （令和5年度）

○ 協議事項⑤

積極的な取り組み事項であるため、国の基本指針7割を数値目標とするで良いのではないかと。

(3) 就労定着支援事業の就労定着率（新規）

○ 第6期計画における国の基本指針の数値目標

就労定着支援事業の利用者の割合に関する目標（新規）	
令和5年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合が <u>7割以上</u> とすることを基本とする。	
函館市 障がい福祉計画	※仮に国の示した値と同じ数値を目標値とした場合 就労定着支援事業所（推計） 3か所 × 7割 ÷ 2か所 （令和5年度）

※ 就労定着支援事業所の推計値：事業所アンケートの結果から算出した。

○ 協議事項⑥

積極的な取り組み事項であるため、国の基本指針7割を数値目標とするで良いのではないかと。

4 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーターの配置（拡大）

○ 第5期計画における数値目標

令和2年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置する。

○ 第5期計画における進捗状況

函館市、北斗市、七飯町の2市1町で共同設置している函館地域障害者自立支援協議会を協議の場とした。

○ 参考（厚生労働省障害保健福祉部調べ）

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を都道府県および市町村（または圏域）に設置することについては、都道府県と指定都市は達成済み、市町村もある程度進みつつある（令和元年8月1日現在68%）が、一方で医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置しているケースはまだ少ない。

○ 第6期計画における国の基本指針

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーターの配置に関する目標（拡大）	
令和5年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。	
函館市 障がい福祉計画	現在の函館地域障害者自立支援協議会を引き続き協議の場として維持しつつ、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。 (令和5年度末までに)

○ 協議事項⑦

積極的な取り組み事項であるため、国の基本指針のとおりする。

なお、北海道医療的ケア児等コーディネーターとして、すでに本市には3名、七飯町には1名存在するため、この人員の活用を踏まえたうえで配置については検討する。

5 相談支援体制の充実・強化等について（新規）

○ 第6期計画における国の目標設定の考え方

相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

○ 第6期計画における国の基本指針

相談支援体制の充実・強化等に関する目標（新規）	
令和5年度末までに、各市町村、各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。	
函館市 障がい福祉計画	国の基本指針にもあるとおり、基幹相談支援センター等の中核的機能を有する事業所が担うことを2市1町の函館圏域（函館市，北斗市，七飯町）において検討する。 （令和5年度末までに）

○ 協議事項⑧

積極的な取り組み事項であるため、国の基本指針のとおりする。

6 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築について
(新規)

○ 第6期計画における国の目標設定の考え方

通じて利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。

○ 第6期計画における国の基本指針の数値目標

障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に関する目標（新規）	
令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。	
函館市 障がい福祉計画	(令和5年度末までに)

○ 協議事項⑨

積極的な取り組み事項であるため、国の基本指針のとおりする。

ボツ項目

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置および保育所等訪問支援の充実（継続）

○ 第5期計画における数値目標

児童発達支援センター2か所，保育所等訪問支援事業所2か所という体制を維持する。

○ 第5期計画における進捗状況

現在市内にある2か所の児童発達支援センター（児童発達支援センターうみのほし，はこだて療育・自立支援センター はぐみ）において実施している。

○ 参考

・平成30年度末現在，児童発達支援センターを1か所以上設置している市町村の割合は32%，保育所等訪問の実施体制を確保している市町村の割合は42%と，いずれも十分とは言えない状況にある。（厚生労働省障害保健福祉部調べ）

○ 第6期計画における国の基本指針

重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置および保育所等訪問支援の充実に関する目標（継続）

令和5年末までに，児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置することを基本とする。

また，令和5年度末までに，保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

函館市
障がい福祉計画

国の基本指針は達成しているため，現在の体制を維持するとともに，さらなる重層的な地域支援体制の強化を目指す。

○ 協議事項⑥

なし

(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保（継続）

○ 第5期計画における数値目標

令和2年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を確保する。

○ 第5期計画における進捗状況

重度心身障がい児の把握やニーズ等も含め、(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場において協議を進めている。

○ 参考

・令和元年度8月1日現在、重度心身障がい児を受け入れる児童発達支援事業所を1以上確保している市町村の割合は28%、重度心身障がい児を受け入れる放課後等デイサービス事業所を1以上確保している市町村の割合は30%と、いずれも十分とは言えない状況にある。（厚生労働省障害保健福祉部調べ）

○ 第6期計画における国の基本指針

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保に関する目標（継続）

令和5年度末までに、主に重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を少なくとも **1か所以上** 確保することを基本とする。

函館市
障がい福祉計画

主に重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保する。
(令和5年度末までに)

○ 協議事項⑦

積極的な取り組み事項であるため、国の基本指針のとおりする。

4 障がい児支援の提供体制の整備等について

(1) 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

○ 第6期計画における国の基本指針

難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築（新規）	
令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保する	
函館市 障がい福祉計画	基幹相談支援センター等の中核的機能を有する事業所を含め、2市1町の函館圏域（函館市、北斗市、七飯町）において検討する。 （令和5年度末までに）

○ 協議事項⑧

積極的な取り組み事項であるため、国の基本指針のとおりする。